

あさごうまいもんフェス・西日本ねぎフェス出店募集要領

1 イベントの概要

(1) 開催趣旨

岩津ねぎなどの市特産品をはじめとする但馬ブランド産品が一堂に集まり、販売・飲食などを行う「食」をテーマとした「あさごうまいもんフェス・西日本ねぎフェス」を開催します。

(2) 名称

あさごうまいもんフェス・西日本ねぎフェス

(3) 開催日程

令和8年11月22日(日) 午前10時～午後4時

令和8年11月23日(月・祝) 午前10時～午後3時

(4) 開催場所

イオン和田山店駐車場(兵庫県朝来市和田山町枚田岡774)

(5) 主催・実施主体

主催: 朝来市(観光交流課)

実施主体: 一般社団法人あさごツーリズムビューロー

(6) 入場料等

入場料、駐車場料とも無料

(7) 開催規模及び事業内容

- ・出店 55ブース程度
- ・飲食物・特産品・加工品の販売を行う。

2 出店条件

以下の(1)～(3)のすべてを満たすこと。

(1) あさごうまいもんフェス 2026の開催趣旨に賛同し、以下のいずれかを満たす者

- ① 飲食物の提供販売を行う者
- ② 但馬内特産品、加工食品等の展示即売を行う者
- ③ その他主催者が適当と認める者(スイーツ、ドリンクのみの出展は応相談)

(2) 開催日程の両日(上記の1の(3)に記載の日程・時間)とも出店可能である者

(3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)を遵守し、以下のすべてを満たす者

- ① 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該

当しないこと

②暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に掲げる者に該当しないこと

3 出店申込

出店をご希望する事業者・団体等は、下記 URL より申し込みをしてください。

<https://www.asago-umaimon.com>

令和 8 年 9 月 17 日（木）必着

（問合せ先）

あさごうまいもんフェスお問合せ窓口

TEL 090-7888-831

5

メール info@asago-umaimon.com

4 出店経費

（1）出店料

1 ブース 2 間×2 間（3.6m×3.6m）あたり（2 日間）

・あさごツーリズムビューロー会員： 10,000 円

・朝来市内の事業者： 15,000 円

・朝来市外の事業者： 20,000 円

※料金にはテント×1、テーブル（60cm×180cm）×2、パイプいす×2 を含む。

※電源は 1,500W まで一律 1,000 円です。それ以上は追加料金がかかります。

※電気使用のお申込が無い場合は電源を設置いたしません。

※複数のブースで出店する場合は、ブース数に応じた出店料が必要です。

（2）その他経費

出店料の他に、追加のテーブル、いす、電源等使用する備品に応じて、追加経費が必要です。

（主な出店経費は表のとおり。）

（3）支払い

事前振込による支払いを予定。出店確定後、請求書を送付します。

※振込手数料については各出店者でご負担願います。

※自然災害によるイベント中止時を除き、返金はいりません。

【主な出店経費】（予定単価）

	仕 様	価格の目安	備 考
出店料 (テント代含む)	あさごツーリズムビューロー会員	10,000円	1 ブースあたり2間×2間 テントを含む
	朝来市内の事業者	15,000円	
	朝来市外の事業者	20,000円	
追加テーブル	60cm×180cm	2,000円	ビニールクロス付き
追加いす	パイプいす	500円	折り畳み
追加電源	2穴1個コンセント	10,000円	<u>1個あたり 1,500W 以内</u>

* テントは主催者が定める業者が設営します。持込みテントを設営することはできません。

販売許可を得ている移動販売車での出店等、テントが不要な場合でも出店料は変わりません。

* テーブル、いす、パネルは各自でお持ち込みいただいてもかまいません。

* 備品等について出店申込書提出後の変更はできません。

* 延長コード、火器類（ガスボンベ、コンロ）、その他物品が必要な場合は各自で用意してください。

5 出店ブースの場所の割当て

主催者が決定の上、後日連絡します。

6 出店の決定・取消

出店希望者が多数の場合は、会場の都合上出店を断る場合があります。

出店者が本要領および各種法令に違反すると認められるときは、出店を取り消すことがあります。

7 出店にあたっての留意事項

(1) 飲食物・食品の出店について

- 飲食店営業（露店）などの営業許可を持ち、そのルールに従ってください。

*農産物および加工品の販売については、必ずしも営業許可は必要ありません。

- 本イベント以外にも出店計画のある出店者は営業許可の取得が必要となるため、各出店者が主な営業区域を管轄する保健所に、許可申請等の手続きをしてください。
- 朝来健康福祉事務所の指示により、販売に当たって条件が付く場合や販売が認められない場合があります（個別の可否については、「出店申込書」及び後日配付予定の「食品衛生に関する調べ」の内容に基づき朝来健康福祉事務所との協議後に連絡します）。
- 事故発生時の備えとして、当日の朝に食品サンプルの回収を行う可能性があります。
- 食品に関する事故防止の観点から、出店者一人ひとりがルールを守ってください。

（２）酒類の販売について

- 酒類の販売は「朝来市の特産物のPR」という趣旨に沿った場合に限ります。
- 会場内での酒類の販売を行う場合は、各出店者が3週間前までに和田山税務署に届出をしてください。
- 飲酒運転の防止や未成年者の飲酒防止のため、販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底してください。

（３）火気の取り扱いについて

- 飲食営業行為に必要な火器類（ガスボンベ、コンロ等）は各自で用意すること。ガスボンベは20リットル以内とし、安全が確認された物を使用してください。持ち込む際には、転倒防止措置としてテーブル、テント等にしっかりと紐で固定してください。
- 火気を利用する場合には、各出店者で消火器を必ず持参してください。

なお、当日、消防署の点検が行われ、違反していると認められる場合は火気使用ができません。

（４）持ち込み禁止物品について

出店者は、次に掲げる物品の持込みはできません。

- ① 発火又は引火、爆発しやすいもの

- ② 著しい火焰、煙等を発するもの
- ③ 著しい音響、振動、塵埃、悪臭を発するもの
- ④ 接触又は接近することにより、事故を起こすおそれがあるもの
- ⑤ 出店会場を汚染、損傷するおそれがあるもの
- ⑥ その他、主催者が不適當と認めるもの

8 その他

- (1) 出店に伴い出たゴミは原則持ち帰ってください。
- (2) 水道は主催者が会場内に仮設シンクを設置します。
- (3) 出店物の搬入・搬出や注意事項、その他提出書類等については、別途通知します。

9 開催の中止について

大雨・台風等の自然災害や感染症拡大などの状況により、急遽開催を中止することがあります。

※雨天決行

イベント中止の場合の出店経費（出店料+備品代）の返金

2日間中止の場合のみ返金

※1日のみ中止の場合、返金はありません

10 会場図



※出店物の搬入・搬出や駐車場案内、注意事項、その他提出書類等については、
別途通知します。

(問合せ先)

あさごうまいもんフェスお問合せ窓口

TEL 090-7888-8315

メール info@asa